

第4回鎌ヶ谷市緑の基本計画検討委員会

日時 令和4年4月22日(金) 午後2時～
場所 鎌ヶ谷市役所 6階 第1・2委員会室
出席委員 山崎誠子委員、鈴木弘行委員、齊藤清光委員、小金谷茂子委員、
榎本美紅委員、三浦弘委員、神尾豊彦委員、尾辻亨委員、
高野武委員、浅海光三委員、浅海靖弘委員、村越太長委員
(12名出席)
欠席委員 伊東英幸委員、佐藤誠委員
事務局 葛山順一都市建設部長、崎田浩史都市建設部次長
浅野和彦都市計画課長、秋元勝美公園緑地課長、
内藤雄介公園緑地課みどり推進係長、大野亮公園緑地課みどり推進係、
(司会) 浜田一美都市計画課都市政策室主幹
受諾業者 木村章法 朝日航洋株式会社 東京空情支社
神谷友美 朝日航洋株式会社 東京空情支社
傍聴者2名

議 題

1 緑に関する施策について

事務局から配付資料の内容について概要を説明した。

(議長)

今のお話に関してご意見のある方はお手を挙げて発言して下さい。

(委員)

公園は公園緑地課が管理していて、児童遊園はこども支援課が管理していると説明がありました。どうして分かれているのか、何が違うのかを教えてください。

(事務局)

都市公園については、国土交通省が所管する法律に基づいています。児童遊園については、厚生労働省が所管する法律に基づいています。都市公園では遊具のほかに緑等が必要です。児童遊園は、あくまで子供たちが遊ぶ施設という形になっており、それに伴う施設があります。また、児童遊園は市民の皆様から土地をお借りしているという違いがあります。

(議長)

街区公園、地区公園等の公園は都市計画法に則り、一定以上の規模の土地の開発を行う際に、開発区域の一部を公園として整備しなければならないと決まっております。公園は自治体が管理していますが、公園の規模によっては、県や国が管理するようになっています。児童遊園については民地を借りているため、性質が違います。

(委員)

管理方法は違うのですか。

(事務局)

ほとんど違いはありません。遊具等の施設の管理の方法や、植栽は造園業者に依頼する等、管理の方法としては変わりはないと思っています。

(委員)

わかりました。

(議長)

管理費が高くなってしまいう自治体に関しては、民間に管理の権利を与え活動してもらうところも出てきています。

(委員)

管理の仕方について、鎌ヶ谷第二区連合自治会では、3箇所の児童遊園の管理をしてほしいと言われ行っているのですが、都市公園の管理は自治会にお願いしているのでしょうか。都市公園は自治会にお願いしないという違いもあるのでしょうか。

(事務局)

そのような違いは特にありません。都市公園についても、公園サポーターという制度を使って、市民の皆様に管理をしていただいたり、自治会にお話しして、よく利用している公園については、自治会に管理をしていただけないか、ご相談をさせていただいているところです。児童遊園についても、管理できる自治会であれば、管理をしていただくようお願いするものもあると思っています。

(議長)

管理の仕方としては色々なケースがあります。自治体側が管理の手が回らなければ自治会にお願いをしたり、大きな開発に関しては開発業者が管理することもあります。

(委員)

21ページの水環境の保全のことと、37ページの河川沿いの大津川緑道についてですが、21ページの写真は北部公民館から県道船橋我孫子線の方を映した写真で、奥にアイシティー鎌ヶ谷という127所帯の建物とコスモ鎌ヶ谷Ⅱという97所帯の建物、8階建てと9階建ての建物が見えます。その緑道については、20年前にできたもので、あと50メートル先の母路橋まで延長すると北部小への通学が大変便利になるが、50メートル分の緑道がないため不便になっています。このことについては、当時、北部公民館館長へ問い合わせたところ、地主さんが承諾してくれないとの回答がありましたが、20年経過しても、緑道が延長していない理由について、地主が承諾していないからというだけでなく、回答をいただきたい。

もう一つは、緑の基本計画と異なる内容ですが、栗野地区のほとんどが市街化調整区域です。新鎌ヶ谷駅の開発とともに県道に直接放流の放流管ができましたが、我々の浄化槽では最高で90ppmまでしか浄化できないため、直接放流ができれば良いと思います。一方で、市営住宅は60世帯程あるのですが、浄化槽がなくなり環境が良くなったため、市営住宅の方々は安心して住んでいます。我々調整区域にいる人間は、いつになったら調整区域が解除され、直接放流が可能となるのか、分かる範囲で教えてください。

(事務局)

水環境保全については、北部公民館からの母路橋に向かって伸びている木道が作っているのですが、50メートル程度は地権者の方のご了解が得られず途中で止まっている状況です。ただ、ここにつきましては、14ページで、総合的な緑の配置方針図というものを載せており、その中で水環境・道路の植栽による緑の環境ラインが新鎌ヶ谷から佐津間方向に向かって大きな水色の矢印で示しているように、水環境については必要であるという認識を持っております。地権者の方のご了解をいただけていない状況ではありますが、将来に向け検討していきたいと考えています。

もう1点は公共下水道の関係だと思います。公共下水道はまず市街化区域の整備を進めていく形になっておりまして、本市の公共下水道においては、手賀沼方面に放流する地区と、その他に印旛の方面や、東京湾に流れる江戸川左岸流域がありますが、江戸川左岸流域については、整備が進められない時期があったため、現在進めているところです。鎌ヶ谷市はほかの市町村に比べ公共下水道の整備が遅れている状況であり、市街化地域の整備を優先して進めているため、時間がかかってしまうかと思いますが、人口が集中している場所の整備も考えていく必要があると思っております。

(委員)

公共下水道のことについて、市街化調整区域の解除がされなくても、市営住宅が浄化槽をなくして直接放流になったように、市街化調整区域の解除がされなくても、整備できるものなのではないでしょうか。市だけではなく、県や国の財力も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

公共下水道について、栗野の市営住宅のことでよろしいでしょうか。私の認識と違い、公共下水道を整備しているという認識がないので、本件については下水道課に確認しお答えさせていただいても良いでしょうか。

(委員)

担当が異なっていると認識しての質問であるため、結構です。

(委員)

28ページの緑を活かそうですが、2つ書き込めればと思いますが、【3-5都市公園のルールづくり】のところ【具体的な取り組み】が【都市公園のルールづくりの検

【3-6】となっており、ざっくりとした内容でわかりにくいと感じます。具体的に検討する内容があれば、記載したほうが市民の方にわかりやすいと思います。

もう1点が【3-6】と【3-7】は都市軸の緑について書いてあります。新たに植栽を植えるという視点が主なのですが、今ある植栽を大きく育てるという視点も必要だと思います。そのための管理方法や剪定方法も検討する等の記載を入れた方が良いと思います。

(事務局)

まず、ルールについてですが、今年の1月に市役所の1階でパネル展示を実施しました。その中で市民の皆様から公園のルールづくりについてご意見をいただき、具体的な取組を考えていくためにこの施策を作成しました。また、駅前広場の植栽の維持管理については、いただきましたお話を踏まえ、掲載する内容を検討します。

(議長)

【3-5】のルールづくりについては、緑の基本計画であるため、都市公園における樹木等の植栽や維持管理のルール等も具体的にわかるように書いた方が良いと思います。

(委員)

農地は緑の範囲に入るとのことですが、神社も緑の多いところなので、神社も緑の範囲に入るのでしょうか。

(事務局)

神社につきましては、神社のなかに林や大きな木があり、これらは、保存樹木という形で指定をさせていただいております。

(議長)

20ページの文化財と一体となった緑の保全の具体的な取組で、根頭神社の森を都市公園として保全する内容が記載されていますが、例えば奈良の春日神社や茨城の鹿島神社等の歴史がある神社は天然林として保全されているところが多く、神様がいる場所は人の手があまり入っていないため、とても良い緑、歴史的な緑が残っている傾向があるため、神社の緑を守るというのは地域の資産になると思います。

(委員)

今の話ですが、根頭神社は杉林もあり確かに緑は多いのですが、篠竹も多いため、散歩できるよう下刈りするのはいかがでしょうか。

(議長)

神社やお寺は私有地が多いことから、税金を使って整備するのかという話になってしまったため、まずは所有者との話し合いで皆さんに愛される場所としてのお願いからスタートするものだと考えられます。

(委員)

今のお話ですが、去年もお話ししましたが、鎌ヶ谷大仏駅の近くの八幡神社の緑が全部切られてしまいました。神社の方から聞いた話では、木が大きくなって古くなると見た目は立派で見るほうは良いが、消毒や虫の対策等の維持管理にものすごくお金がかかり、管理しきれないそうです。これは緑を保全していく話と全く違うことになっていきます。議長からも先ほどお話がありましたが、このようなことについて、市はどのように関与できるのでしょうか。

(事務局)

仰るとおり、民有地の管理は市でできるものではないため、今回策定している緑の基本計画において緑の大切さを皆様にPRして、緑をできるだけ保存していけるように進めていきたいと思っております。また、民有地の緑は少なくなってしまうことが考えられるため、例えば土地をお持ちの方が手放すことによって開発行為等により宅地化する際に、開発業者に対してできるだけ緑を残してもらうよう働きかけていく、もしくは、宅地化した中でも緑をつくっていただき、良好な景観の形成に努めていきたいと考えています。

(委員)

お願いをしていくということですね。

(事務局)

仰るとおりです。

(議長)

どこの地区も抱えている問題で、緑がお金にならないと思われてしまっています。良好な街並みを作るには緑が必要なため、新しい開発をするときには、緑を入れたり生垣を作ったりすることを条例や地区計画等のルールにより定めることで緑の確保を図るなど、自治体は鋭意努力しているところです。大きな木を維持するためには、温暖化で急に気温が変わり、雪が降ったり大雨が降ったり等の対応が必要であるため、皆さんからは是非、「この森は良いですね」とか「この木のここが好きなんです」とかを言っていたくのが良いと思います。

(委員)

緑を残そうということで、白旗緑地、蛍の里ですね。ここは湧水地でそのまま活きるのでしょうか。また、二和川の整備事業に組み込まれてしまうのでしょうか。

(事務局)

この付近で、千葉県において大柏川第二調節池を作っているところですが、そこに加わる形ではなく、そこに隣接している形なので、公園緑地課では蛍の里として残していく形を考えております。

(委員)

感想のようになりますが、15ページの施策の体系の基本方針のところに関しては、写真が入っていて自分が知らないところも結構あったりしてイメージしやすく分かりやすいと感じましたが、空欄のところもあったため、図などイメージさせるものがあると知識がない方にも分かりやすいと感じました。あと、【基本方針1 緑を知ろう】ということで、子供たち向けであったりもともと意識がある方に対してはこれである程度クリアできるのではないかと思います。緑に関して意識がない方や地元の企業の方に対する働きかけが、この施策のなかのどこに入っているかわからなかったのも、そういった内容の施策がどこかに入ると良いと感じました。

(事務局)

例えば、22ページ【2-5 雨水の地下浸透化】のところは写真等もないので、最終的な資料として皆様に分かるように挿絵や写真等を付けたいと考えます。また、【基本方針1 緑を知ろう】についてもこれから検討していきたいと思えます。

(議長)

企業単位で緑地の保全に動かれると大きな力になると思えます。大事な事だと思えます。

(委員)

17ページ【1-1】のPRのところと27ページ【3-4】にイベントや情報の発信が書かれています。行政からのイベントや情報の発信なのか、それとも民間含め市民等も発信するという事なのかを知りたいです。また、1番のところだと【3-4】にも関わりますが、例えば子どもに関してですと、こども支援課がプレーパークを行っていたりとか、公園緑地課だけでなくその他にも文化・スポーツ課など意外にも多く関わっているところがあると思えますが、公園緑地課のみに見えてしまいました。また、子どもたちの団体等について、日々子どもたちが公園を遊びに行くという形で利用しているのですが、公園サポーターも毎年少ないと議題が上がっているのも、子どもたちに公園を身近に感じてもらうようなイベントや情報の発信であると、子育て世帯ももっと近づけると思うので、硬すぎる内容というよりは子どもたちはどう関わっていけるのか、自分たちが日々どうしたいのか、公園を守るために、緑を守るためになにができるかということも是非発信を考えていただくと、市民ももっと身近に感じてもらえるかなと思うのでよろしくお願いします。

(事務局)

分かりました。そのように進めていきたいと思うのですが、子どもの関係ですとこども支援課が担当になりますので、いただいた意見を担当課に照会させていただいて、こういった内容があるかを確認し、検討できるものがあれば載せていきたいと思えます。

(議長)

3、9、11、14ページですが、14ページでいうと、市街化緑地ゾーンが黄色で農地・樹林地・緑地ゾーンが緑色ですが、色の境界に隙間があるのが少し気になります。例えばくぬぎ山の北のほうは黄色と緑色はくっついているが、空いているところに道路があるのか、ゾーン設定が空いているのかと見えてしまい、この辺りに住んでいる方は取り残されていると思われるかもしれないので、表示の仕方を変えていただければと思います。

(事務局)

わかりました。

(議長)

あと、先ほど写真をもう少し入れた方が良いのではという話に関して、この資料の写真には、人が写っていないことが気になります。知ろうや遊ぼうと言っているが、写真に動きがないので、写真に人を入れるなど、分かりやすいものが良いと思います。緑に関するパネル展示も、人がいないと、誰も見なかったという印象を受けてしまう。皆がこうやって遊んでいるんだとかこうやって親しんでるんだと表現できると良いかなと思いました。

(事務局)

わかりました。検討いたします。

(議長)

ほかはよろしいでしょうか。一応全てについて網羅されているとは思いますが。前回の平成15年の基本計画のように壮大な目標ではなく、あくまで今回は身の丈に合った、たぶんできるであろう、こんな問題が起こっているのではないかということを考えながら事務局で考えたという話です。足りていない所もあるかもしれませんが、現状では割と網羅されていると思います。ご意見いただいた点は、文章を変えてみたり、表現の方法を変えてみたりという話でしたので、議題に関してはこの案を進めるという形にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。加筆したり変更したりということで進めていく形でよろしいかなと皆さんの意見を集約しますと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(議長)

ありがとうございます。

それではいまのお話のように事務局で加筆・修正等をし、大きな問題はないと思いますので、少し加えていただいて、第5回検討委員会でまた話していただければと思います。それではありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。次回の第5回検討委員会におきましては、本日いただきました皆様のご意見を踏まえて、施策の進捗管理方法などについて委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

(議長)

はい。ありがとうございました。

それでは、本日の会議はここまでといたします。皆さんありがとうございました。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和4年5月25日

氏名 三浦 弘

氏名 神尾 豊彦